様式第３号（第７条関係）

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第６条の規定により、令和８年度　特定随意契約実施結果を公表する。

課　名：商工観光課
公表日：令和８年５月２２日

令和８年度　特定随意契約実施結果表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結日	契約の相手方の名称	契約金額	契約の相手方とした理由	備考
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第２条（３））第１項第３号	観光客誘客と観光振興を図るため、船岡城址公園を中心に観光施設や観光資源の整備を行うもの。	花木等の植栽・管理、除草、観光施設周辺の環境整備、観光地を会場に開催される各種イベント等に対応した業務	222,615㎡（船岡城址公園209,195㎡、白石川千桜公園13,420㎡）	柴田町大字船岡字舘山（船岡城址公園）及び柴田町大字船岡字川端（白石川千桜公園）地内ほか	契約締結日翌日から令和9年3月31日	令和８年5月22日	宮城県柴田郡柴田町東船迫１丁目８番地１ 公益社団法人柴田町シルバー人材センター 理事長　秀澤半雄	①労務費 ・機械刈　１時間あたりの単価：１,４００円（消費税等含む） ・手抜き　１時間あたりの単価：１,１９８円（消費税等含む） ・清掃等　１時間あたりの単価：１,２３２円（消費税等含む） ・樹木・花木管理１時間あたりの単価：１,４００	柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第６条第１項に基づき、政策目的との整合性及び役務の提供に係る履行計画等審査の結果適正であり、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であり、最低価格であったことから、契約の相手方とするもの。	当該施設の設備等に精通しており、施工業務等に関する知識を有するものと認められる。

										円（消費税含む） ②指導者手当 ・班長　　１日あたりの単価：１,１２０円（消費税等含む） ・記録　　１日あたりの単価：５６０円（消費税等含む） ③諸経費 ・刈払い機１日あたりの単価：６１６円（消費税等含む） ・運搬　　１日あたりの単価：１,２３２円（消費税等含む） ④物件費 ・刃　　１枚あたりの単価：５５０円（消費税等含む）		

										・燃料　　１日あたりの単価：１,０００円（消費税等含む） ・運搬　　１日あたりの単価：１,１００円（消費税等含む）		